

# 【公的資料の原本確認証明書】

放射線管理手帳発効機関

御中

〈注意事項〉

- ①黒枠内に運転免許証等の本人を証明する公的資料の原本を載せコピーして下さい。
- ②コピーは、原則カラーコピーとし、二次コピーの提出は不可とします。
- ③氏名変更があった場合には、裏面についてもコピーを行い証明書には「表面と裏面の2通の資料があります。これは表面(または裏面)です。」と記載し、更に本人の新氏名を記入して下さい。
- ④このコピーは放射線管理手帳発行時の本人確認以外には使用しません。
- ⑤本籍、被保険者等記号・番号が表示されている場合は、マスキング等を施し読めないようにして下さい。
- ⑥個人番号カード(マイナンバーカード)は、本人立ち会いのもとで、専用のケースに入れた状態または性別・臓器提供意思の欄をマスキングした状態でおもて面のみコピーして下さい。裏面のコピーは禁止とします。
- ⑦確認者は、労働安全衛生法上の事業者若しくは作業者に対して放射線管理に関わる労働安全衛生の責任を有する事業者とします。
- ⑧確認者は、申請者と原則同じとするが、申請対象者の属する事業所内の責任者、または申請者とは別の放射線管理に関わる労働安全衛生法上の責任を有する事業者を確認者としてもよい。

〈公 的 証 明 書〉

コピーした公的資料は原本と相違ないことを証明します。

確 認 年 月 日 :        年    月    日

確認者の事業者名称 :

所 属 及 び 役 職 :

確 認 者 氏 名 :

印